

# 地区会館における新型コロナウイルス感染防止ガイドライン

令和2年5月22日制定

令和2年6月19日改定

令和4年1月4日改定

令和5年2月1日改定

令和5年3月13日改定

地区会館においては、本ガイドラインに従って適切な感染防止対策等を講じたうえで、運営を行うものとします。なお、本ガイドラインは国や県の動向を踏まえ適宜更新を行います。

## 1 指定管理者が講じる措置

### (1) 「三つの密」を避けるための取り組みの徹底

#### ア 換気の悪い密閉空間としない

- ・窓の開放による定期的な換気を行う（2方向の窓を数分程度全開にする。）。
- ・窓が1箇所のみの場合は、入り口のドアを開ける、扇風機を併用するなど、換気効果を上げる工夫をする。

#### イ 多数が集まる密集場所としない

- ・受付で来館者が密集しないよう、人と人との距離を確保する。
- ・貸施設の利用については、定員の半分を基準とする。できる限り、人と人との距離を確保するよう促す。

※なお、令和5年6月利用受付分から、「定員の半分」とあるのは、「定員」と読み替えます。

#### ウ 近距離での会話や発声等をする密接場面としない

- ・施設内における近距離での会話は避けるよう促す。
- ・歌うこと、飲食、呼気が激しくなるような運動を伴う利用は、人と人との距離を確保するよう促す。

### (2) ウイルス飛沫・付着予防対策の実施

- ・可能な限り、アルコール消毒液やアクリル板等の設置、利用者の手洗いの徹底や不特定多数の人が触れる「ドアノブ、電気スイッチ、電話」の3つのDをはじめとする接触部位の消毒等の必要な対策を実施する。

例) 手洗い勧奨のチラシの掲出、利用区分ごとの接触部位の除菌

- ・非接触型体温計を活用した入館時の検温を実施する。
- ・発熱や咳、倦怠感等の症状がある方の利用自粛を促す。

例) 発熱時における利用自粛の広報チラシの掲出や非接触型体温計貸し出しのご案内の掲示

- ・トイレについては蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・備品の貸出物については消毒を行う。

### (3) 感染追跡調査を可能とするための措置の実施

- ・陽性者の施設利用が明らかになった場合に備え、利用者の自己申告などにより、利用者への連絡手段の確保に努める。

例) 貸施設の使用責任者に対し連絡手段の確保を依頼する。

### (4) 施設職員の感染防止対策の実施

- ・職員の健康状態の把握等に努めるとともに、手洗いの励行等により感染予防対策を行う。

### (5) 感染追跡調査への協力

- ・陽性者の施設の利用が明らかになった場合には、必要時に名古屋市保健所事業所チームが行う感染追跡調査の実施に協力する。

### (6) 利用の制限

- ・更衣室は人と人との距離を確保する等の密集を回避する対策を講じる。
- ・談話室、クラブ室、児童室及び図書室は、人と人との距離を確保する等の密集を回避する対策及び(3)の措置を実施するものとし、各施設の状況により、指定管理者が利用の制限を判断する。
- ・ロビー等の共用部については、利用者が長時間滞在しないよう対策を講じる。

※申込時等に、別添「地区会館利用に関する注意事項」の説明などにより使用責任者に対し、上記1(1)～(5)に掲げられた措置について周知する。

## 2 貸施設における使用責任者が講じる措置

指定管理者と協議したうえで、上記1(1)～(5)に掲げられた措置を講じるとともに、陽性者の施設利用が明らかになった場合には、指定管理者に速やかに連絡するものとする。

## 3 利用者をお願いすること

- (1) できる限り、人と人の距離を確保し、近距離での会話を避ける。歌うこと、飲食、呼気が激しくなるような運動を伴う利用は、人と人との距離を確保する。
- (2) 手洗いやうがいを励行し、ウイルスの飛沫・付着を予防する。
- (3) 発熱や咳、倦怠感などの体調不良時には施設の利用を自粛する。
- (4) 必要時に感染追跡調査を可能とするため、連絡先の申告など連絡手段の確保に協力する。
- (5) 陽性者と接触した可能性がある場合には、必要時に名古屋市保健所事業所チームの実施する感染追跡調査に協力する。